

生活困窮者自立促進支援 モデル事業について

野洲市 市民生活相談課

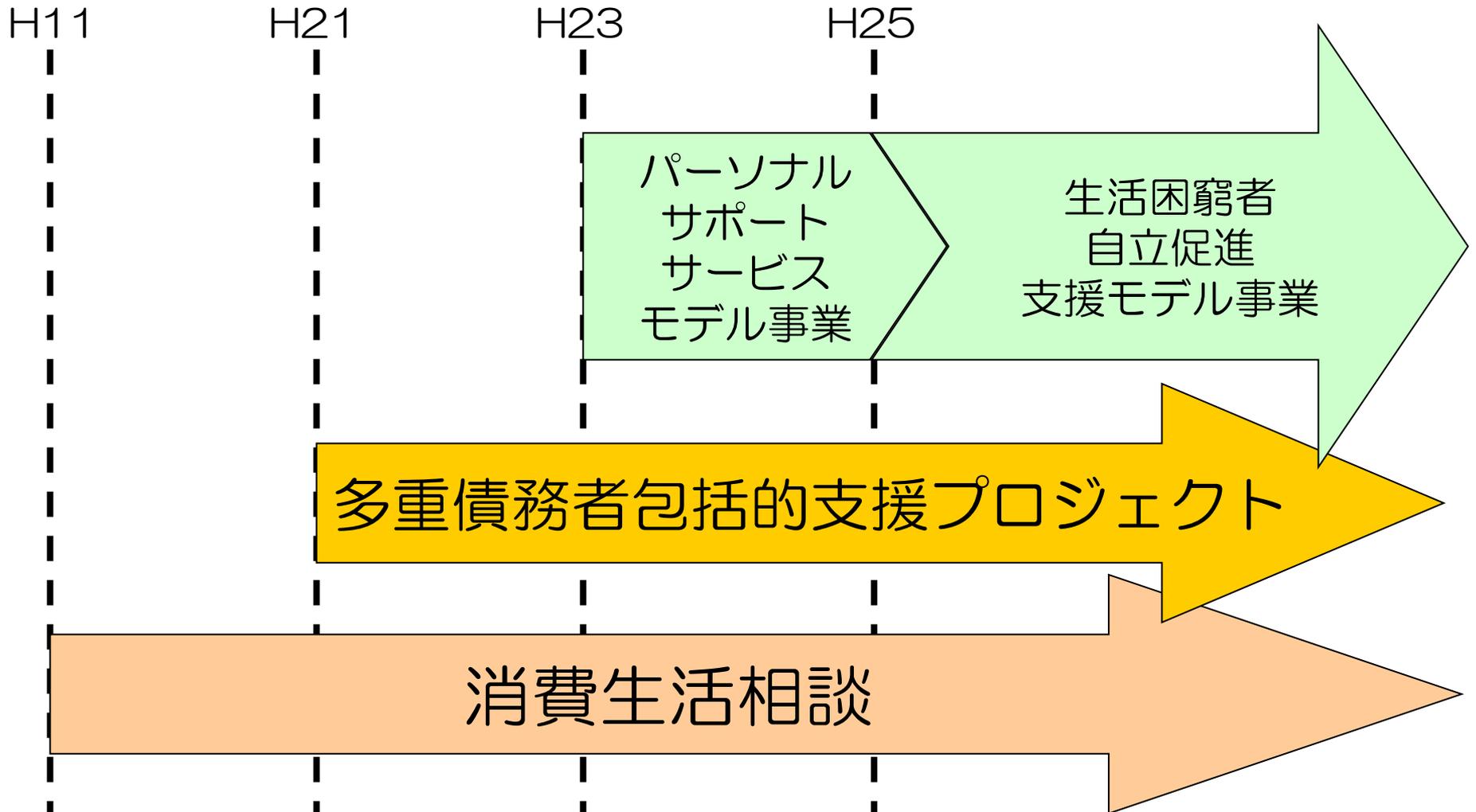
市民生活相談課の仕事

- ・ 体制 - 課長1名、正規職員2名、
 - 消費生活相談員（嘱託）1名
 - 相談支援員（臨時）2名
（精神保健福祉士・キャリアコンサルタント）
 - 家計再建支援員（嘱託）1名

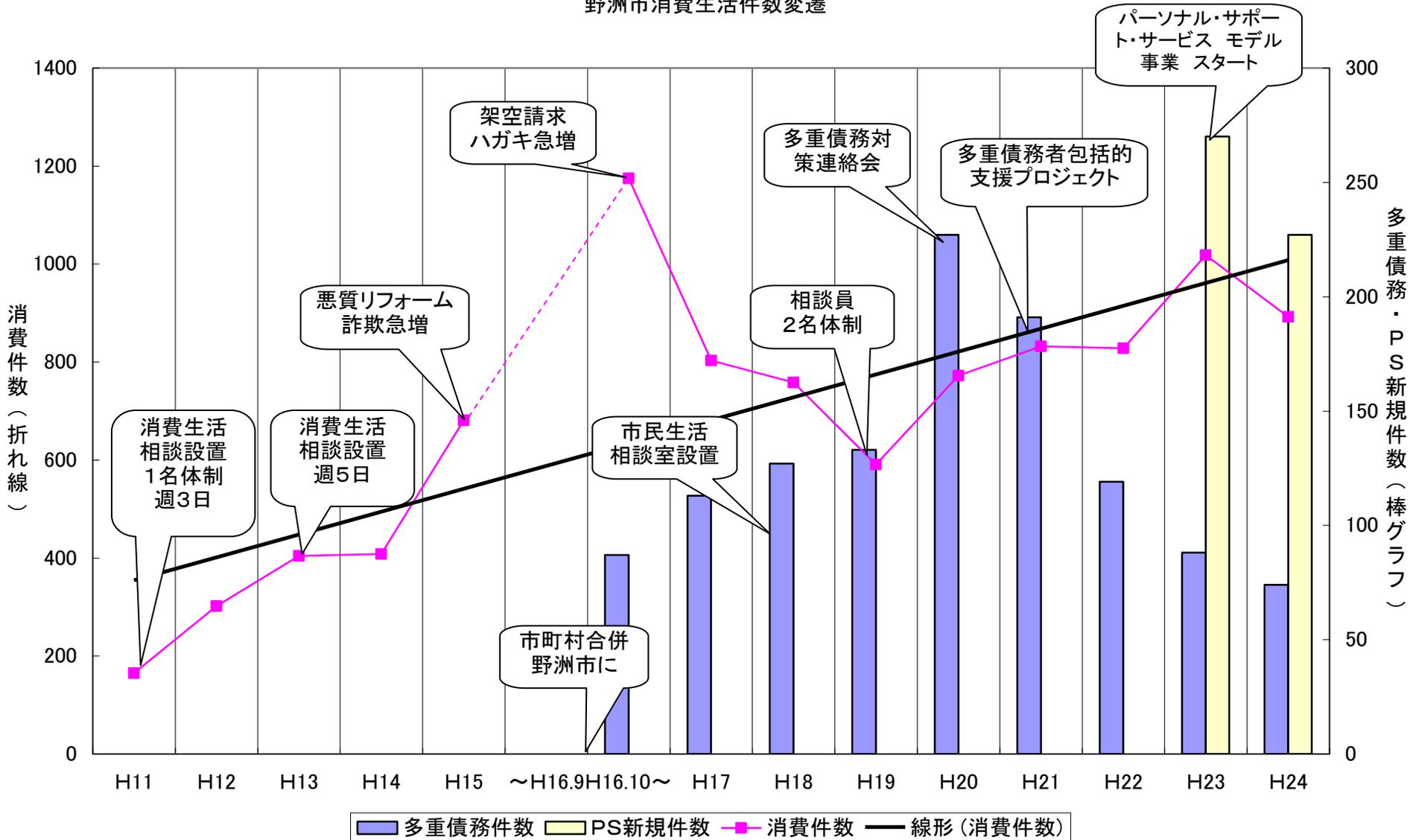
相談機能を集約

- ・ 業務内容
 - 市民相談（暮らしの中の困りごと）
 - 消費生活相談（消費者トラブル、多重債務相談など）
 - 法律相談（弁護士会、司法書士会）
 - 税務相談・行政相談（税理士会・総務省）
 - ハローワークとの一体的実施（アクションプラン）

相談窓口の変遷



野洲市消費生活件数変遷



市民生活相談課 新設

- ・ プレス発表（平成25年2月22日）

社会経済環境の変化に伴う経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題が深刻化し、また増加していることから、様々な問題を抱える相談者に対し横断的かつ包括的に・継続的な相談支援を実施していくため、市民生活相談室を単独の課とし、市民生活にかかわる総合的な相談窓口としての機能強化を図る。



平成25年度予算



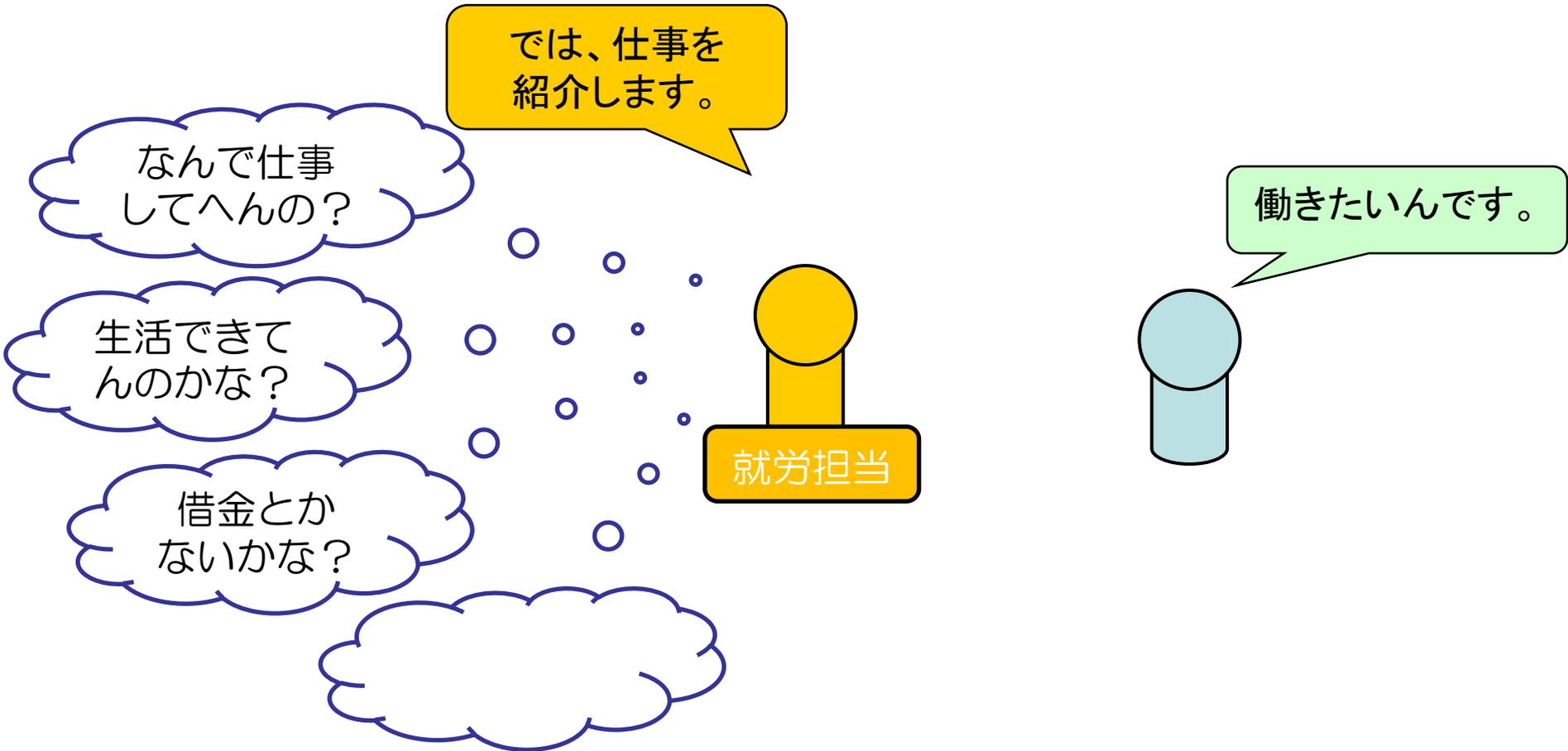
歳出	歳入
<ul style="list-style-type: none"> • 市民法律相談運営費 <ul style="list-style-type: none"> - 無料法律相談 	<ul style="list-style-type: none"> • 市費57.1万円
<ul style="list-style-type: none"> • 消費者行政推進事業費 <ul style="list-style-type: none"> - 消費生活相談 	<ul style="list-style-type: none"> • 市費400.8万円 • 消費者行政活性化交付金 (消費者庁) 90.8万円
<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮者支援事業費 <ul style="list-style-type: none"> - 生活困窮者支援 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <ul style="list-style-type: none"> - ハーワークとの一体的実施 (アクションプラン) 	<ul style="list-style-type: none"> • 1-万ネット支援対策等事業費補助金 (厚労省 社会援護局) 1237万円 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省 労働局 (10/10)

パーソナルサポートサービス

- ・ 年越派遣村で浮き彫りになった貧困問題
 - ・ 「個別的」・「継続的」・「横断的」に提供される『セーフティ・ネットワーク』の構築
 - ・ H22から全国的に実施。野洲市はH23から。
-
- ・ 実績

	相談者数	支援件数	就職者数	消費生活
平成23年度	270	1939	53/102	1018
平成24年度	227	3742	88/125	892

おせっかいが基本です



どんな相談でも対応できるネットワーク作り

生活困窮者とは・・・？

障害

高齢

外国人

ひとり親

失業対策

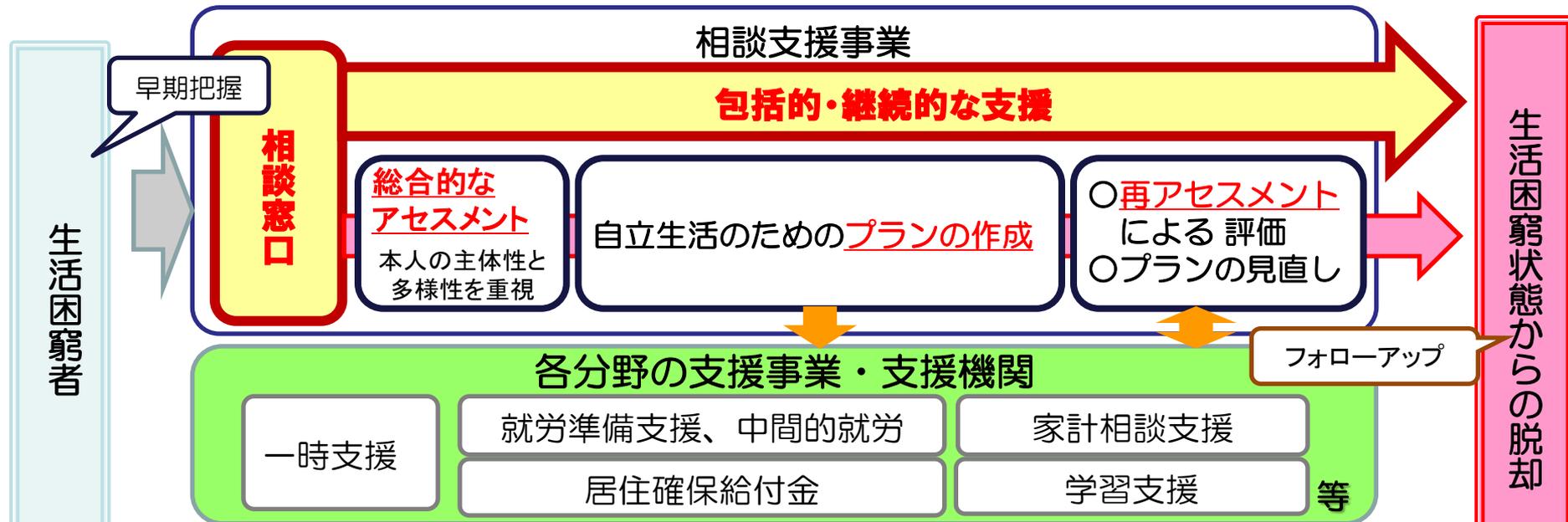
多重債務対策

自殺対策

生活困窮者
(経済的困窮・社会的孤立)

相談支援事業のポイント

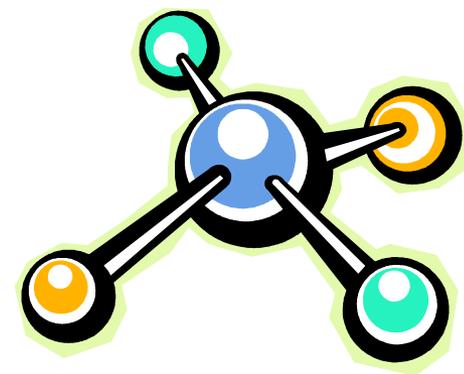
- 現在、生活保護受給者にのみ、福祉事務所で対応
→ 生活保護に至る前の段階で**早期**に支援を行うことが効果的
- 生活困窮者の多くは複合的な課題を有している
→ 様々な課題に**包括的、個別的、継続的**に実施することで、支援効果が高まる
- 本事業が核となり地域資源の活性化、地域ネットワークの強化を図る



※居住確保給付金及び就労準備支援の利用は、アセスメント・プラン内容等を勘案して自治体が決定。

※プラン作成に当たっては、相談機関主催による地域の支援調整会議を開催し、利用者の自立に必要な支援を一元的に調整

野洲市の 生活困窮者自立促進支援モデル事業とは？



事業内容

- ・ 相談支援事業
 - 相談支援
 - 健康支援
 - ネットワークづくり
- ・ 家計相談支援
- ・ 就労促進のための支援事業
- ・ 貧困の連鎖の防止



相談支援事業（相談支援）

- ・ アウトリーチ：市役所や地域の社会資源、住民等による早期把握による予防型支援を展開する。
- ・ アセスメント：包括的に情報収集し、課題領域を捉え、背景・要因等进行分析し、解決の方向を見定める。
- ・ プランニング：当事者と認識を共有しながらプラン案を作成し、支援サービスを提供する。
- ・ フォローアップ：問題解決後の自立生活の見守りなど、関係機関と連携し包括的な支援を継続して行う。その後必要に応じ、再アセスメントを行う。



相談支援事業(ネットワークづくり)

- ・ 弁護士による困難事例ケース検討会の実施
- ・ 支援者の連携強化とスキルアップを目的とし、滋賀弁護士会から毎月1回弁護士の派遣を受け各部署が集まって困難事例ケース検討会を実施する。

(年間12回開催予定)



家計相談とは

- ・ 家計再建支援員 1名配置
- ・ 生活困窮者を対象に家計の視点から各種の情報提供や専門的な助言・指導を行います。
- ・ 相談者自身の家計を管理する力を高め、債務整理や生活資金の貸付などにつないで早期に生活が再生されるよう一緒に取組みます。

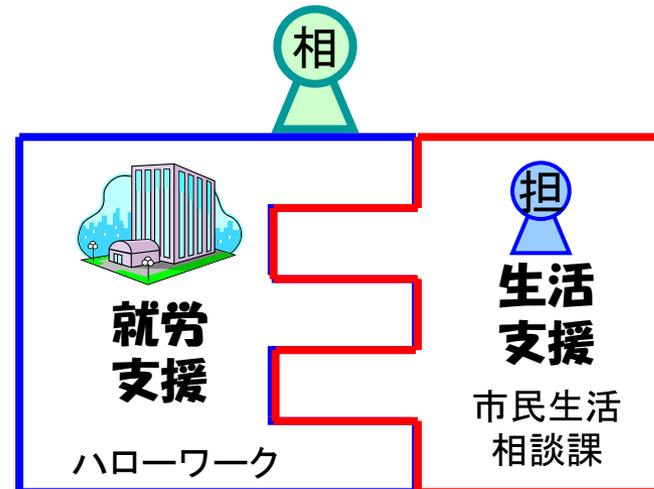


就労促進のための支援事業 アクションプラン

アクションプラン=ハローワークとの一体的実施とは？

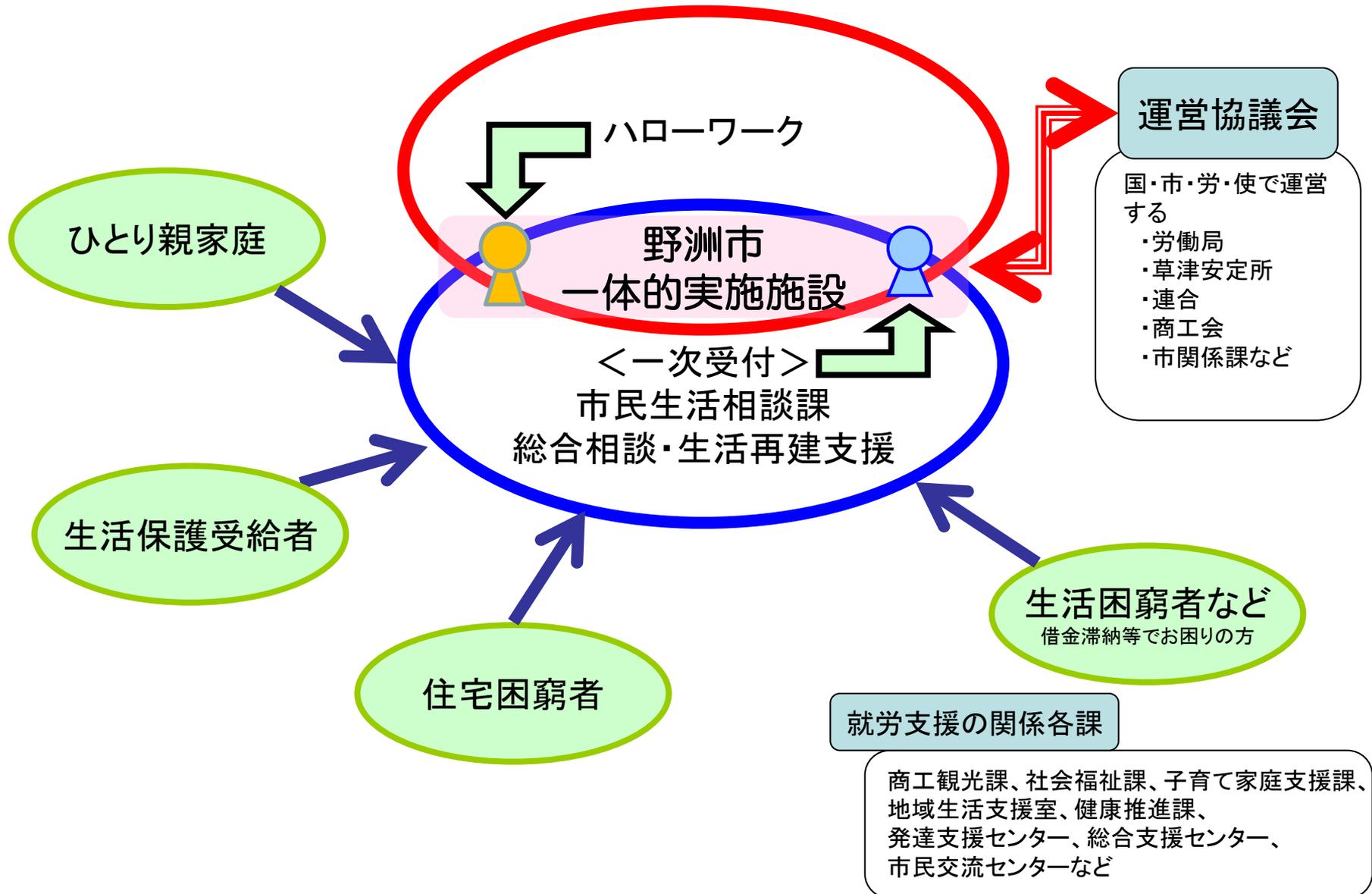
- ・ 野洲市役所内に一体的実施施設（やすワーク）を設置
- ・ やすワークに就労支援を集約
- ・ 市民生活相談課に各種相談（生活）を集約

一緒になって支援を進める



一体的実施

アクションプランを活用した 就労支援の庁内連携のイメージ



貧困の連鎖の防止

子どもの貧困連鎖防止対策

- ・ 教育委員会と協力連携し、講師の派遣等により児童・生徒や教員または保護者に対し、貧困についての情報や社会保障等の知識を啓発する。
- ・ これによって、貧困問題の意識を高め、困窮する子どもや家庭の発見（アウトリーチ）や支援に繋げる。



市役所がするメリット

相談者はたどり着けない

- ・離婚
- ・子どもに障がい
- ・母が認知症
- ・自分がうつ病
- ・多重債務

健康
推進課

メンタルヘルス

学校
教育課
教育に
関すること

地域包括
支援センター

高齢者福祉

ここは高齢者の
ことだけです。



どうしたら
いいの？

ここは障害
だけです。

障がい者
自立支援課

障害者福祉

商工
観光課

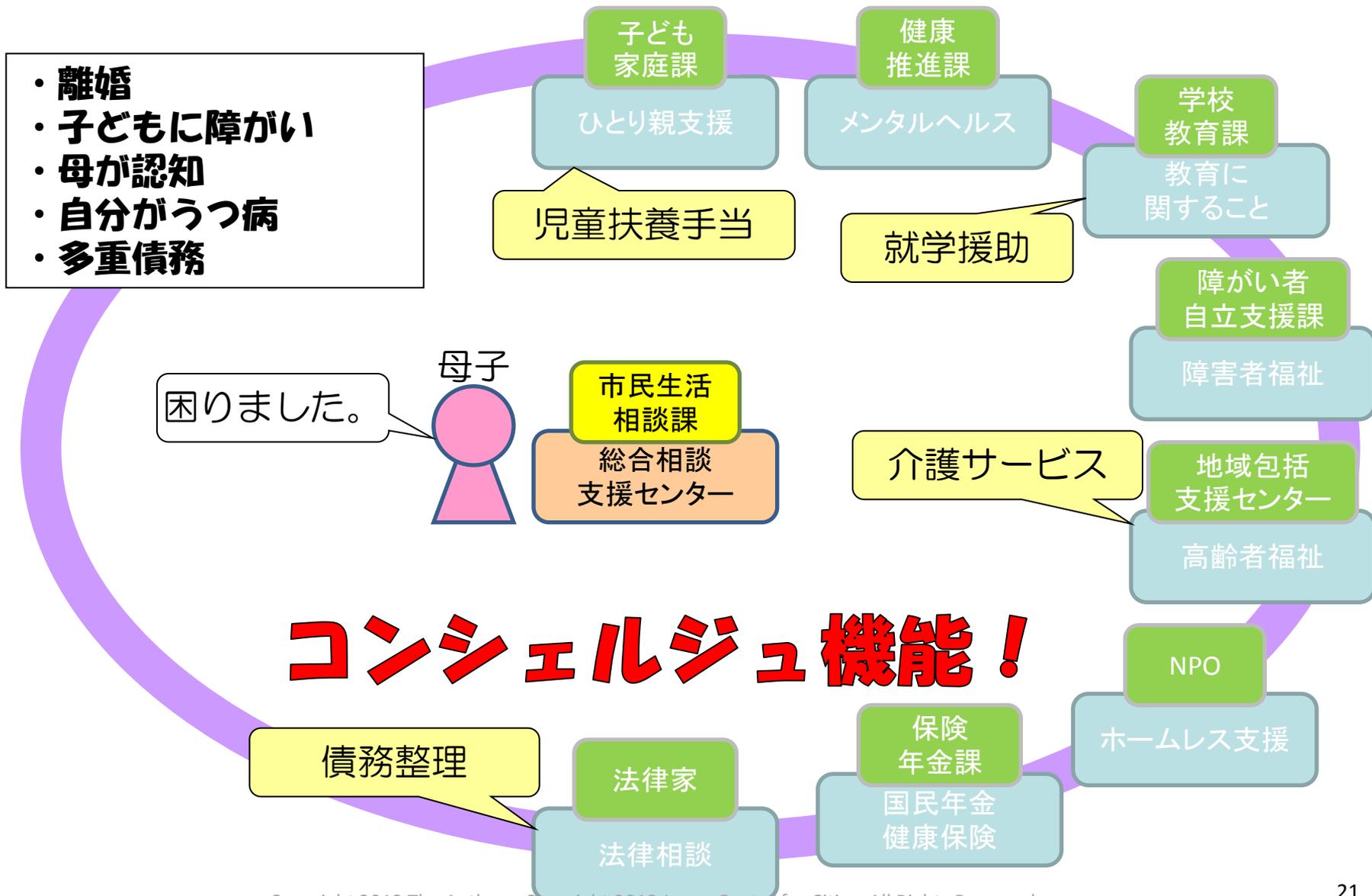
就労支援

消費者
センター

消費者トラブル

メリット①

ワンストップで受け止められる！



メリット②

何も言わなくても発見できる！

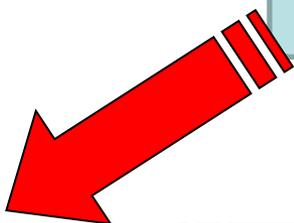
アウトリーチ機能！

- 税金滞納
- 失業
- 不登校
- 借金

相談者



払えなくて。



納税
推進室

滞納整理

滞納してますよ

市民生活
相談課

総合相談
支援センター

健康
推進課

メンタルヘルス

学校
教育課

教育に
関すること

障がい者
自立支援課

障害者福祉

地域包括
支援センター

高齢者福祉

NPO

ホームレス支援

法律家

法律相談

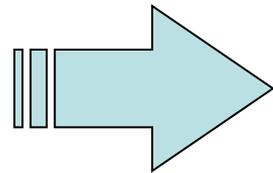
保険
年金課

国民年金
健康保険

事例

事例 1 : Aさんの場合

- ・ 40代男性 夫婦と子ども3人の5人家族
- ・ 国民健康保険税（料）が払えないと
[納税推進室](#)へ相談に



アウトリーチ機能

- ・ 失業し家賃も払えない
- ・ 雇用保険の適用なし
- ・ 借金3社に150万

コンシェルジュ機能

課題	繋いだ機関	活用したサービス
借金	司法書士	債務整理（任意整理）
住まい	社会福祉課	住宅手当（家賃額給付）
生活費	社会福祉協議会	総合支援資金貸付（月20万）
国民健康 保険税	税務課	非自発的失業者に係る 国民健康保険料の軽減
国民年金	保険年金課	失業者のための 退職者特例制度による減免
学費	学校教育課	就学援助制度 （給食費・学用品等の給付）
仕事	ハローワーク	就職ナビゲーターによる 就労相談支援

まとめ

これはまちづくりです。

これは福祉に新しい分野をつくり、

既存の枠を超えて

「困窮者をみんなで支える」

新しい地域のカタチづくりなのです。

お願い

- ・ 市役所には命を守るサービスが整っています
- ・ 市役所にはそのサービスを届ける義務がある
- ・ でも市役所だけではすみずみまで届けられない
- ・ だから、地域のみなさんと一緒に取りこぼすことなく届けられる仕組みを考えましょう！

野洲市が取り組む

生活困窮者自立促進支援モデル事業

おわり

野洲市役所 市民部

市民生活相談課

消費生活相談

しごと・くらし相談コーナー

やすワーク



でんわ 077-587-6063

FAX 077-586-3677

メール soudan@city.yasu.lg.jp

2013年10月24日

第15回都市政策研究交流会（関西地域第1回）

「生活困窮者支援とそのあり方」

無断転載、複製および転訳載を禁止します。

引用の際は本書（稿）が出典であることを必ず明記してください。

This paper is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this paper requires indication of the source.

